

「保険で直せる」と言われたら…

住宅の修理 業者トラブルにご注意を

住宅の修理に関わってトラブルが増えています。多くが悪質な訪問業者によるもので、修理対象にならないものを「共済金で修理できる」と偽り、修理と共済金請求の手続きをさせるケースです。

経年劣化で壊れた箇所を自然災害と偽って、うその理由で共済金請求するのは詐欺になりますので、業者に加担したと加入者自身が罪に問われることにもなります。また、自然災害による共済金対象の箇所以外も修理されて、多額の自己負担が生じるケースや、業者に高額な手数料を請求されるケースがあります。

悪質業者は「火災保険を使えば、住宅をタダで直せますよ」といった甘い言葉を携え、訪問・電話・折り込みチラシなどによって消費者を勧誘します。また、地震や大雨などの災害発生時に乗じて接触してくることもあります。

火災・落雷、自然災害で被害を受けた場合は、すみやかに医労連共済に連絡・報告してください。共済金請求の流れなど、手続きについてご案内いたします。



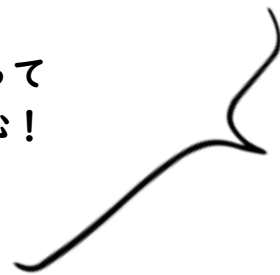
火災や落雷、自然災害で被害にあったときは・・・

被害箇所の確認▶写真撮影で記録*1▶住宅災害状況報告書の提出（3日以内*2）

※1）壊れた建物の全景、表札を含めた玄関、壊れた部分、の写真

※2）3日以内が困難な場合でもできるだけ早く報告書の提出をお願いします

自然の消耗、経年劣化、サビなどによって
生じた損害は対象外。甘い言葉にご用心！



各種資料や情報満載！医労連共済のホームページをご活用ください！！

<http://www.iro-kyosai.jp/>